

**《国土交通大臣認定》平成29年度 福祉移動サービス  
福祉有償運送運転者・セダン等運転者 初任者講習 開催要綱**

- 1 目 的 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して、その業務における基礎的な知識及び技術を習得し、安全で安心な移送サービスが提供できるよう国土交通大臣が認定する講習を行い、福祉有償運送運転者及びセダン等運転者を養成します。
- 2 主 催 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
- 3 協 力 特定非営利活動法人 あいあい
- 4 会 場 第1日目：松阪市ハートフルみくも スポーツ文化センター  
(〒515-2112 松阪市曾原町2678)  
第2日目：松阪公民館 大会議室  
(〒515-0073 松阪市殿町1563)
- 5 期 日 平成29年5月13日(土)・14日(日) **※2日間とも受講が必要**  
(末尾にカリキュラムを記載)
- 6 対 象
  - ・第一種運転免許を所持し、これから福祉有償運送の運転者として従事しようとする方  
※過去2年間免許停止がないことが、運転者登録の要件になります。
  - ・第一種運転免許を所持し、これから訪問介護員等による有償運送の運転者として従事しようとする方  
※過去2年間無事故かつ免許停止がないことが条件となる以外は福祉有償運送と同じ条件となります。
- 7 定 員 **40名 ※申込み先着順。定員に達した段階で締め切らせていただきます。**
- 8 参加費 14,000円(納入後にキャンセルの場合は半額を徴収させていただきます。)
- 9 修了証 本講習の全課程を修了された方には認定講習の修了証(福祉有償運送・セダン等)を発行します。(講習終了後、参加費の納入が確認され次第、速やかに申込事業所に一括送付します。)
- 10 申込方法
  - ・各事業所で参加希望者を取りまとめ、別紙受講申込書に必要事項を記入し、FAX等で三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部までお申込みください。
  - ・申込人員が15名に満たない場合は、講習を実施しない場合があります。
  - ・申込締切後、受講決定通知および請求書を発送しますので、参加費の納入をしてください。
  - ・申込書は、当会ホームページ (<http://www.miewel-1.com/>) からダウンロードできます。
- 11 申込締切 先着順(\*最終申込期日 平成29年5月5日(金) 17:00まで 当会必着)

**※個人情報の取り扱いについて**

受講申込書に記入していただいた個人情報は、本講習の円滑な実施及び修了証の発行にのみ使用させていただきます。

問合せ・申込み先 〒514-8552 津市桜橋2-131 三重県社会福祉会館 2F  
三重県社会福祉協議会 福祉研修人材部 福祉育成支援課 研修担当  
TEL 059-213-0533 / FAX 059-222-0305

## 注意事項

介護福祉士、ヘルパー・ガイドヘルパー、介護職員初任者研修等の資格保持者は、本来、セダン等運転者講習は受けなくてもよいことになっていますが、本会の初任者講習では、より安全・安心な有償運送サービスをめざして、セダン型車両への乗降介助等の対応に関する講義・演習も受講していただきますので、その点をご了承のうえ、お申込み下さい。

## 参 考

本講習会は、1種免許（またはそれ以上）をお持ちの方でしたら、どなたでも受講できます。  
ただし、福祉有償運送実施団体に運転者として登録するためには、下記の要件を満たすことが必要です。

### 【福祉有償運送運転者の要件】

- ① 2種免許の交付を受け、その効力が停止されていない者
- ② 1種免許の交付を受け、その効力が過去2年間停止されていない者（過去2年間に運転免許停止処分を受けていない者）で、次のいずれかの要件を備える者
  - ・ 国土交通大臣が認定した福祉有償運送運転者講習の修了
  - ・ (社)全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修の修了

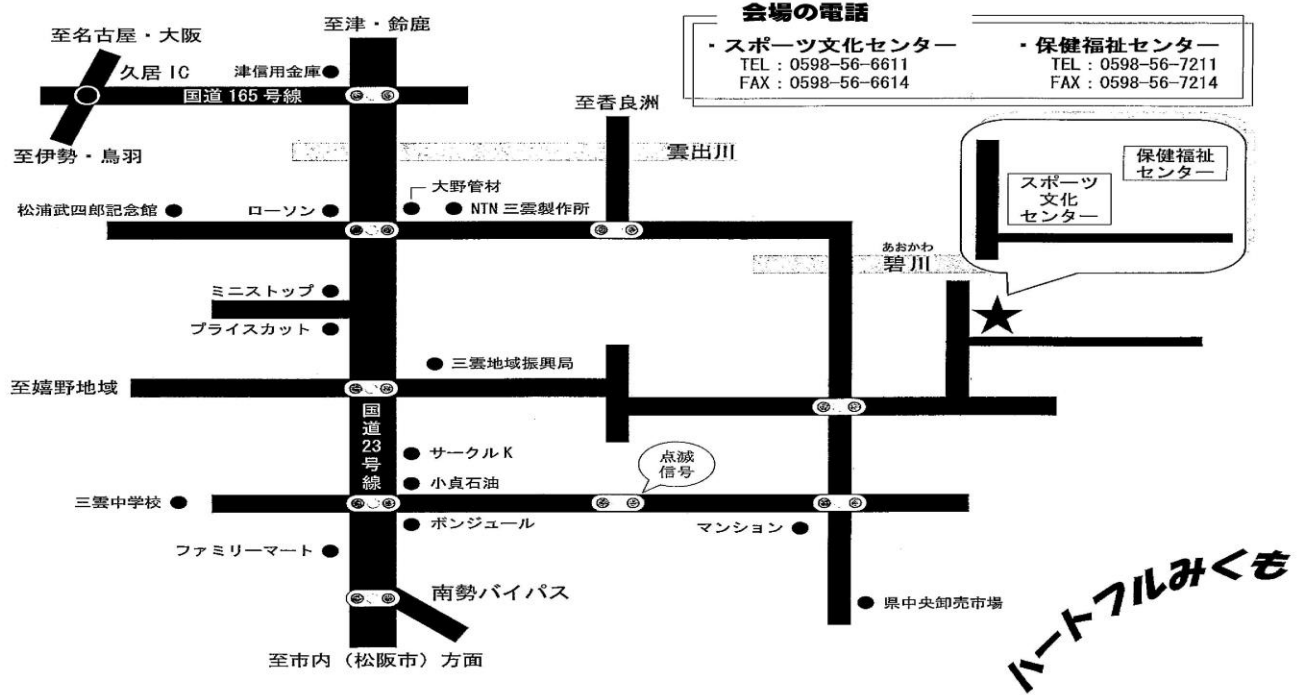
○セダン型車両を使用する場合は、上記に加え、次のいずれかの要件を備える運転者、乗務員の乗務が必要

- ① 介護福祉士
- ② セダン型運転者講習の修了
- ③ (社)全国乗用自動車連合会等が行うケア輸送サービス従事者研修の修了
- ④ ヘルパー1・2・3級・ガイドヘルパー、介護職員初任者研修等の研修課程の修了

※看護師等の医療資格を有していても、福祉資格がない場合はセダン講習を受講しなければなりません。

◆会場周辺地図

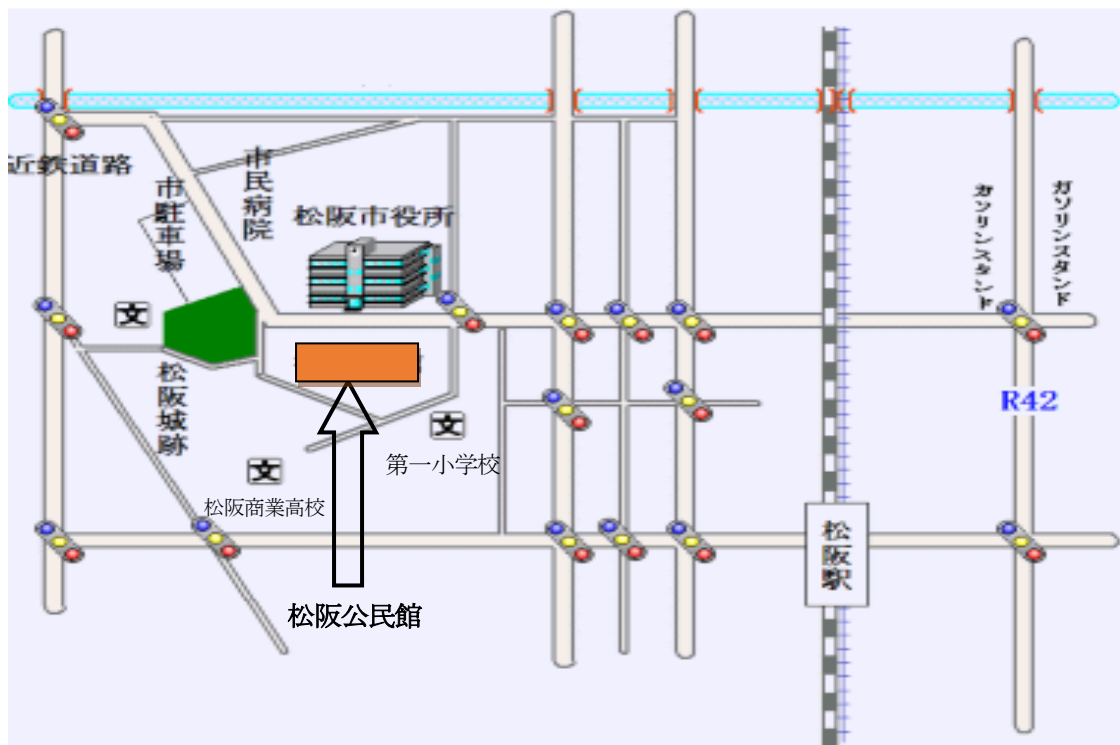
【 第1日目：ハートフルみくも スポーツ文化センター 】



※会場の電話は、問い合わせ先ではありません。

講習に関するお問い合わせは、三重県社会福祉協議会をお願いします。

【 第2日目：松阪公民館 】



※駐車場には限りがあります。お車でお越しの方は、松阪市民病院向かいの「第2駐車場」 または、「松阪市役所の駐車場」 をご利用ください。

**《国土交通大臣認定》平成29年度 福祉移動サービス**  
 福祉有償運送運転者・セダン等運転者 **初任者講習** カリキュラム

[ 受付 ◆第1日目 9:30～(予定) ◆第2日目 9:00～(予定) \*日により異なります。]

	時間	形式	科目名	講習の内容	
1 日 目	10:00～10:20	20分	講義 運転者研修の目的と研修の企画 【テキスト第1章】	移動サービスの特性について理解し、研修の目的を明確に理解させる。	
	10:20～10:40	20分	講義 移動サービス概論 【テキスト第2章】	移動サービスの歴史・社会的役割・位置付け、その現状や意義について学ぶ。	
	10:40～11:30	50分	講義 移動サービスに関する法律・制度を理解する 【テキスト第6章】	道路運送法や安全ルールの遵守等道路交通法等の関係法令等に関する基礎的知識を学ぶ。	
	11:40～12:30	50分	講義 リスクへの備えと対応 【テキスト第8章】	日常点検等安全・安心な運行に必要な基礎知識、交通事故や利用者の体調不良等の緊急時に的確に対応するための知識や方法を学ぶ。	
	昼食・休憩 (会場近辺の食堂等は十分ではありません。ゴミは各自お持ち帰りください。)				
	13:30～14:20	50分	講義 移動サービスの運転に必要な知識と心構え 【テキスト第7章】	安全運転の基礎知識及び運転時における適性や基本的な動作、利用者の乗車時における運転方法等について学ぶ。	
	14:30～15:20	50分	講義 移動サービスの利用者理解する 【テキスト第3章】	利用制約者(移動困難者)に対する対応や心構えを学び、利用者にあった対応ができるようにする。	
	15:30～16:20	50分	講義 セダン型における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する講義	福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における利用者理解し、乗降介助等の対応を学ぶ。	
2 日 目	9:30～11:30	120分	講義＋演習 接遇及び介助 【テキスト第4章】	基礎的な接遇に関する技術及び利用者が必要とする援助に対応するための介助技術について学ぶ。	
	昼食・休憩 (会場近辺の食堂等は十分ではありません。ゴミは各自お持ち帰りください。)				
	12:30～13:30	60分	講義＋演習 福祉車両について 【テキスト第5章】	多様な福祉自動車の仕組みや取扱いの方法、乗降時の基本的な操作や点検等、利用者の安全性への配慮について学ぶ。	
	(A) 13:40～14:50 (B) 15:00～16:10	一人 当り 20分	演習 運転実技 【テキスト第9章】	福祉自動車の運転方法及び利用者の視点に関することについて、演習を通して学ぶ。	
(B) 13:40～14:50 (A) 15:00～16:10	一人 当り 20分	演習 セダン型における利用者理解及び乗降介助等の対応に関する演習	福祉自動車以外の自動車を使用して行う福祉有償運送における乗降介助の対応に関する技術を習得する。		

※ (A)・(B) は半数ずつ交代で受講します。

※プログラムの実施順は変更になることがあります。